

令和6年度山形県XRビジネス実証事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、デジタル関連産業の集積を図ることにより、デジタルコンテンツ産業を新興し、所得の高い仕事の増加、若者・女性の県内定着、産業の高付加価値化及びスタートアップの創出を推進するため、県内の中小企業・小規模事業者がXR（クロスリアリティ）技術を活用した実証事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で事業者に対し補助金を交付する。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付を受けることができる事業者（以下「補助事業者」という。）は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者であって、県内に事業所を有する者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる実証事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者がXR（クロスリアリティ）技術を活用して、新事業展開や高付加価値化につながる実証を行うものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助金の交付の決定の日から令和7年2月28日までに実施した次に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下「補助対象経費」という。）の3分の2に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は3,000,000円のいずれか低い額とする。

- (1) 補助事業のために使用するソフトウェア・システムの構築に要する経費
- (2) 前号の構築と一体で行う謝金、旅費、借料・損料、消耗品費、委託費、雑役務費、資料購入費及び受講料に要する経費

(交付の申請)

第5条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の額の増を伴う変更
 - (2) 補助対象経費の合計額の20%を超える増減（増減額が10万円以内の場合を除く。）
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第2号）に第5条各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
- 3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。
- 4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第4号）を提出しなければならない。
- 5 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。
- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
 - (2) 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類については、補助事業完了の年度の翌年度から5年間（取得財産等のうち規則第22条及び第11条第1項の規定により処分が制限されているもの（次号において「処分制限財産」という。）に係るものについては、当該制限を受ける期間）保管しておかななければならない。
 - (3) 処分制限財産については、財産管理台帳（別記様式第5号）を備え付けておかななければならない。

(状況報告)

第8条 規則第12条の規定による補助事業状況報告書（規則別記様式第2号）は、知事が必要があると認めて求めた場合において、事業実施状況調書（別記様式第6号）を添付して、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了後15日を経過した日又は令和7年3月14日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第7号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の支払)

第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

(財産処分の制限)

第11条 規則第22条第2号及び第3号の規定により、機械及び重要な器具で知事が指定する

もの並びに知事が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて定めるものは、取得し、又は効用の増加した価格が1件50万円以上のものとする。

- 2 規則第22条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。
- 3 補助事業者は、規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。